

昭和二十七年十二月十五日提出
質問 第一三三号

教育職員の給与体系に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年十二月十五日

提出者 古屋 貞雄

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

教育職員の給与体系に関する質問主意書

政府は、教育職員の給与体系を三本建に変える意向があるときく。特に文部大臣は、三本建の合理性を認め、事務当局に対し、これが調査を命じているというが、左の点につき答えられたい。

一 現在の制度（六・三・三・四制）は、大学卒（四年）一級教員、二年修了（短期大卒）二級教員及び一年修了の仮免許となつているが、この免許制度を変更する意図があるか。

二 1 本体系が、諸法規に現われている義務制度の内容及び人権尊重を示す全面入学等の民主主義的考へも変えるのか。すなわち、高等学校も特殊の階級の人を選定して入学せしめ、これを教育する教員を普通教員より切り離して特権を持たしむる意図があるのか。いいかえれば特殊教育者扱いをする特権教育を成立せしめて、日本をかつての軍閥的存在に変更する悪夢的意図を、文部大臣は、理想としているらしいが如何。

英才、秀才教育が日本教育の本体でないと思うが、具体的事実をもつて三本建を意図する理由を

説明せられたい。

2 現制度を改変する理由を明示せられたい。

三 三本建が、教育基本法に触れない理由を問う。

教育基本法を具体化した現制度が、教育上改善せられねばならないと考えている点を明示せられたい。

特に教職員給与の上からの点如何。

又、現教職員に歩ませている研修、認定講習の単位が高、中、小一本であるのに、三本建の給与体系が行われた場合、時間数及び取扱う内容上、区別せねばならぬ点を示されたい。

右質問する。